

高松市・塩江町合併協議会
第 8 回 会 議 資 料

日 時：平成 1 6 年 2 月 1 2 日（木）

午前 1 0 時～

場 所：高松市役所 1 3 階 大会議室

目 次

(報 告 事 項)

報告第 1 0 号	高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部 変更について -----	1
-----------	--	---

(協 議 事 項)

議案第 1 3 号	平成 1 6 年度高松市・塩江町合併協議会事業計画につ いて -----	3
議案第 1 4 号	平成 1 6 年度高松市・塩江町合併協議会予算について -----	5
協議第 1 2 号	消防団の取扱い(協定項目第 1 9 号)について(第 7 回会議提案：継続協議) -----	1 1
協議第 1 3 号	国民健康保険事業の取扱い(協定項目第 2 2 号)につ いて(第 7 回会議提案：継続協議) -----	1 4
協議第 1 4 号	コミュニティ施策(協定項目第 2 4 - 5 号)について (第 7 回会議提案：継続協議) -----	1 7
協議第 1 5 号	その他の事業(女性政策)(協定項目第 2 4 - 2 4 号) について(第 7 回会議提案：継続協議) -----	2 0
協議第 1 6 号	人権啓発事業(協定項目第 2 4 - 4 号)について -----	2 2
協議第 1 7 号	生活保護事業(協定項目第 2 4 - 8 号)について -----	2 3
協議第 1 8 号	上水道事業(協定項目第 2 4 - 1 8 号)について -----	2 5
協議第 1 9 号	下水道事業(協定項目第 2 4 - 1 9 号)について -----	2 8

(そ の 他)

建設計画の策定について(状況説明) -----	3 1
高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について -----	3 1

報告第10号

高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について、別紙のとおり報告する。

平成16年2月12日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書

高松市及び塩江町は、高松市・塩江町合併協議会規約に関する協議書（以下「協議書」という。）第4項第2号に規定する協議会の事務に従事する職員について、次のとおり協議して定めたので、協議書第9項の規定に基づき、変更協議書を取り交す。

記

協議書第4項第2号を次のとおり改める。

- (2) 規約第13条第3項に規定する協議会の事務に従事する職員については、1市1町の長がそれぞれ命じた職員とする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年2月6日

高松市
高松市長

増田 昌三



塩江町
塩江町長

中井 弘



議案第 13 号

平成 16 年度高松市・塩江町合併協議会事業計画について

平成 16 年度高松市・塩江町合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

平成16年度高松市・塩江町合併協議会事業計画

- 1 合併協定項目の協議
- 2 行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整
- 3 建設計画の策定
- 4 合併協議会だより、ホームページによる情報の提供
- 5 協議会、幹事会、部会等の開催
- 6 合併協議会等先進地の情報収集及び調査研究
- 7 その他必要な合併に関する調査・研究

議案第 14 号

平成 16 年度高松市・塩江町合併協議会予算について

平成 16 年度高松市・塩江町合併協議会予算を別紙のとおり定める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

平成16年度高松市・塩江町合併協議会予算

平成16年度高松市・塩江町合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,002千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 歳出予算に計上した予算額に過不足を生じた場合、款相互の金額は必要に応じて流用することができる。

9

平成16年2月12日

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 負担金		14,000
	1 負担金	14,000
2 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
3 県支出金		14,000
	1 県補助金	14,000
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳 入 合 計		28,002

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 運営費		7,866
	1 会議費	2,129
	2 事務費	5,737
2 事業費		20,036
	1 事業推進費	20,036
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		28,002

歳入歳出事項別明細書

歳 入

(款) 1 負担金 (項) 1 負担金 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負担金	14,000	12,500	1,500	1 市町負担金	14,000	合併協議会負担金 高松市 12,747 塩江町 1,253
計	14,000	12,500	1,500			

(款) 3 県支出金 (項) 1 県補助金 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県補助金	14,000	12,500	1,500	1 県補助金	14,000	市町合併促進支援事業費補助金
計	14,000	12,500	1,500			

(款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1	0	1	1 繰越金	1	
計	1	0	1			

(款) 5 諸収入 (項) 1 諸収入 (単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 諸収入	1	1	0	1 預金利子	1	預金利子
計	1	1	0			

歳 出

(款) 1 運営費 (項) 1 会議費

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 会議費	2,129	2,510	381	1 報酬	442	協議会委員等報酬
				9 旅費	930	協議会委員等費用弁償
				11 需用費	60	協議会賄料
				13 委託料	324	会議録作成委託料
				14 使用料及び賃借料	373	会議室使用料 100 放送録音機器借上料 273
計	2,129	2,510	381			

(款) 1 運営費 (項) 2 事務費

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費	5,737	5,258	479	1 報酬	2,256	臨時職員報酬 (1 人)
				3 職員手当等	1,800	職員手当等
				4 共済費	302	臨時職員社会保険料等
				9 旅費	367	建設計画に係る総務省協議 215 日額旅費等 152
				11 需用費	477	消耗品費等
				12 役務費	200	通信運搬費
				13 委託料	35	臨時職員健康診断委託料
				14 使用料及び賃借料	250	車借上料等
				18 備品購入費	50	事務用備品等
計	5,737	5,258	479			

(款) 2 事業費 (項) 1 事業推進費

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 事業推進費	20,036	17,133	2,903	8 報償費	460	委員研修講師謝金等 200 協議会だより配布者報酬 260
				11 需用費	34	協議会だより発送用シール等
				12 役務費	3,834	協議会だより運搬料等
				13 委託料	11,708	協議会だより作成委託料 6,705 協議会だより仕分け配送委託料 803 建設計画策定等委託料 3,000 ホームページ管理委託料 1,200
				19 負担金、補助 及び交付金	4,000	県職員派遣負担金
計	20,036	17,133	2,903			

(款) 3 予備費 (項) 1 予備費

(単位 : 千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 予備費	100	100	0		100	予備費
計	100	100	0			

協議第12号（第7回会議提案：継続協議）

消防団の取扱い（協定項目第19号）について

消防団の取扱い（協定項目第19号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年1月16日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第19号	消防団の取扱い
<p>塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。</p> <p>消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一するものとする。</p>		

平成16年2月12日 確認

(資料)

消防団の取扱い(協定項目第19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「消防団の取扱い」が協議された市 9市

潮来市

- (1) 合併時、潮来町に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 報酬については、消防団の統合時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

三陸町の消防団は、現行体制のまま大船渡市の消防団に統合する。団員の報酬については、大船渡市の基準に統一する。

つくば市

荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。

呉市

下蒲刈町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備をしていく。

新居浜市

- (1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。
- (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。

新発田市

豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引継ぎ、合併後の再編を検討する。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

消防団の取扱い（協定項目第19号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、消防団の取扱いについて確認した市 5市

秋田市

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、河辺町および雄和町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合するものとする。

岐阜市

- （1）消防団の組織及び団員については、岐阜市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、組織の再編に向け、調整を行うものとする。
- （2）任用、報酬、費用弁償、退職報償金及び運営補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。
- （3）式典等の行事及び消防機械器具等については、現行のとおりとするものとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。
- （4）消防相互応援協定については、現行のとおり岐阜市に引き継ぐものとする。

堺市

新制度に再編。現美原町消防団を現体制で存続し、活動区域を現美原町域に限定した「堺市美原町消防団」に改正する。

高知市

- （1）鏡村及び土佐山村の消防団は、高知市の消防団に統合するものとする。
- （2）鏡村及び土佐山村の消防団員の報酬、費用弁償は、高知市に統合するものとする。

長崎市

消防防災関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。ただし、消防団については、当分の間、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町をそれぞれ地区として組織を再編するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第13号（第7回会議提案：継続協議）

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年1月16日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第22号	国民健康保険事業の取扱い
国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。		

平成16年2月12日 確認

(資料)

国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「国民健康保険事業の取扱い」が協議された市 5市

大船渡市

- (1) 保険税の取扱い保険税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。
- (2) 保険給付、保健事業の取扱いは、合併年度から給付水準の高い方に統一する。

廿日市市

- (1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。

新居浜市

別子山村の国民健康保険事業については、原則として新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、国民健康保険料については、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5カ年度は不均一の賦課とする。

野田市

国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、両市町とも同一内容ですが、税率については、両市町で異なります(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率を適用します。(例:関宿町の医療分の所得割 8.9/100 野田市の医療分の所得割 7.4/100。調整財源については、一般会計からの繰入にて対応します。)

新発田市

国民健康保険事業の中で、両市町に差異があるものについては、次のとおり取扱う。人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

国民健康保険事業の取扱い（協定項目第22号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市 11市のうち、国民健康保険事業の取扱いについて確認した市 4市

秋田市

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

高知市

- 1 高知市の国民健康保険料、鏡村及び土佐山村の国民健康保険税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の国民健康保険料に統一するものとする。
- 2 保険料率は、高知市の制度を基本に新たに定めるものとする。
- 3 保険料の賦課方式は、高知市の3方式（所得割・均等割・平等割）に統一するものとする。
- 4 保険料の納期は、高知市の10期制（6月～翌年3月）に統一するものとする。
- 5 保険料の前納報奨金は、高知市の制度を引き継ぐものとする。
- 6 保険料の独自軽減制度（世帯主が障害者・老人・寡婦に該当し、世帯の所得の合計が100万円以下の場合）は、高知市の制度を引き継ぐものとする。
- 7 高知市の国民健康保険料の減免制度、鏡村及び土佐山村の国民健康保険税の減免制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の国民健康保険料の減免制度に統一するものとする。
- 8 高知市が実施しているはり・きゅう施術費の助成制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度を引き継ぐものとする。
- 9 葬祭費は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一するものとする。
- 10 高額療養費の貸付制度は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から受領委任方式を採用するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第14号（第7回会議提案：継続協議）

コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について

コミュニティ施策（協定項目第24-5号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年1月16日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-5号	コミュニティ施策
コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。		

平成16年2月12日 確認

(資料)

コミュニティ施策(協定項目第24-5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「コミュニティ施策」が協議された市 5市

大船渡市

まつり行事は、従来の実施状況を尊重し、新市の活性化につながるよう実施する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

新居浜市

コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとする。

新発田市

ア 自治会・町内会の委託料・報酬については、新発田市の制度を適用する。ただし、平成15年度は現行どおりとする。

イ 公会堂等建築事業補助金については、豊浦地区において、当分の間、現行どおりとする。

ウ 全国豊浦町交流事業については、廃止する。

エ 郷人会組織である下町新発田会及びえちご豊浦会に対する支援については、当分の間、現行どおりとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

コミュニティ施策（協定項目第24-5号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、コミュニティ施策について確認した市 3市

秋田市

住民自治関係事業については、合併時又は合併年度の翌年度から秋田市の制度に統一する。

長崎市

自治会・住民活動関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。ただし、住民生活への影響が大きいものについては、各町の地域特性等を勘案し、一定期間、経過措置を講じるものとする。なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

鹿児島市

- 1 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置づけるものとする。
- 2 コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。
- 4 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第15号（第7回会議提案：継続協議）

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）について

その他の事業（女性政策）（協定項目第24-24号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年1月16日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-24号	その他の事業（女性政策）
女性政策については、高松市の制度に統一する。		

平成16年2月12日 確認

(資料)

その他の事業(女性政策)(協定項目第24-24号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、女性政策について確認した市 2市

秋田市

男女共生事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

鹿児島市

女性政策事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第16号

人権啓発事業（協定項目第24-4号）について

人権啓発事業（協定項目第24-4号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年2月12日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第24-4号	人権啓発事業
人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 17 号

生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）について

生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 8 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

生活保護事業(協定項目第24-8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「生活保護事業」が協議された市 7市

新潟市

生活保護世帯については、黒埼町支給分は新潟市の制度を、黒埼町社会福祉協議会支給分は新潟市社会福祉協議会の制度を適用する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、生活保護事業について確認した市 1市

鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注/秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 18 号

上水道事業（協定項目第 24 - 18 号）について

上水道事業（協定項目第 24 - 18 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 18 号	上水道事業
<p>塩江町の簡易水道事業は、高松市の簡易水道事業として引き継ぐものとする。</p> <p>水道料金、給水装置新設等負担金、手数料その他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

上水道事業(協定項目第24-18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「上水道事業」が協議された市 9市

潮来市

水道料金・加入金・分担金については、合併年度は現行どおりとし、翌年度以降、3年を目途に計画的に調整するものとする。

大船渡市

三陸町が経営する簡易水道事業は、大船渡市に引き継ぐものとする。

(1) 水道事業負担金等の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。

(2) 水道使用料等の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとし、手数料については、大船渡市の基準に統一する。

つくば市

筑南水道企業団が実施している上水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

福山市の制度に統一する。ただし、新市町の水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から3か年緩和措置を講じる。

廿日市市

(1) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業は、廿日市市に引き継ぐものとする。なお、上水道事業と簡易水道事業は別会計の取扱いとする。

(2) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業特別会計は、合併時に統合する。

(3) 簡易水道の水道料金については、合併後5年以内に段階的に統一する。

(4) 簡易水道の量水器使用料及び施設整備納付金については、合併後3年以内に統一する。

新居浜市

1 別子山村の水道事業については、当面現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取り組みを検討する。

2 別子山村の水道料金については、当面現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。

3 別子山村の水道料金の徴収については、当面現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

上水道事業（協定項目第24-18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市 11市のうち、上水道事業について確認した市 5市

岐阜市

- (1) 水道事業は、一つの公営企業として運営するものとする。羽島市の簡易水道事業については、当面現行のとおりとする。
- (2) 水道料金、給水装置新設加入金及び配水管工事負担金については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。

奈良市

- 1 月ヶ瀬村及び都祁村の簡易水道事業は、奈良市に引き継ぐものとする。ただし、2村の簡易水道事業は、奈良市の上水道事業会計とは別会計による取り扱いとする。
- 2 水道料金及び施設分担金等については、当分の間、現状のままとする。

高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の簡易水道事業は、高知市水道局に引き継ぐものとする。
- 2 鏡村及び土佐山村の簡易水道事業特別会計は、地方公営企業法に適合するよう整え、合併時に高知市の水道事業会計に統合する。
- 3 鏡村及び土佐山村の簡易水道の水道料金は、合併時に高知市の料金に統一するが、平成20年度まで緩和措置を講じる。
ただし、鏡村簡易水道事業の給水区域のうち、鏡ダム建設事業に伴う公共補償に係る無償地区の取扱いについては、現行のとおりとする。
- 4 鏡村及び土佐山村の簡易水道施設の維持管理は、高知市水道局の管理方法を基本に行うものとする。

鹿児島市

- 1 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、合併が行われた日の属する年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等はそれぞれの制度とする。また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、合併が行われた日の属する年度の翌年度及びこれに続く2か年度に限り段階的調整を行う。
- 2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 19 号

下水道事業（協定項目第 24 - 19 号）について

下水道事業（協定項目第 24 - 19 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 2 月 12 日提出

高松市・塩江町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 19 号	下水道事業
<p>塩江町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐものとする。</p> <p>下水道使用料、受益者負担金、合併処理浄化槽設置整備事業補助等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、現行のとおり継続するものとする。</p> <p>また、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成 18 年度まで、現行のとおり継続するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

下水道事業(協定項目第24-19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、協定項目として「下水道事業」が協議された市 8市

潮来市

合併時に潮来町の制度に統一するものとする。

大船渡市

- (1) 漁業集落排水処理施設に係る使用料及び分担金の取扱い使用料及び分担金は、現行のとおりとし、大船渡市の漁業集落排水処理施設共用開始前に統一の方向で調整を図る。
- (2) 排水設備工事指定店指定手数料の取扱いについては、大船渡市の例による。

つくば市

荃崎町及び筑南地方広域行政事務組合が実施している下水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。ただし、受益者負担金、徴収方法等については、合併後速やかに調整する。

廿日市市

- (1) 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。
- (2) 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。
- (3) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。

呉市

- (1) 下蒲刈町の農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は、現行のとおり呉市に引き継ぐ。
- (2) 使用者加入金は現行のとおりとする。また、使用料については、下蒲刈町の整備計画及び事業進ちょく状況、財政計画等を総合的に判断し、合併時に呉市の料金体系に準ずるよう調整を図っていくものとする。

注 / 新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

下水道事業（協定項目第24-19号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、協議している中核市11市のうち、下水道事業について確認した市 4市

岐阜市

- （1）水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。羽島市の簡易水道事業については、当面現行のとおりとするものとする。
- （2）下水道使用料については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。
- （3）下水道の建設費用に充てるため徴収する受益者負担については、現行単価とする。また、笠松町については、未整備区域にかかる受益者負担金相当額について、全ての受益者に対し賦課するものとする。

長崎市

下水道事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。
ただし、住民負担の激変緩和を図るため、下水道使用料については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一料金とするものとする。

鹿児島市

- 1 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 吉田町地域下水処理事業については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・富山市・岐阜市・浜松市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・高知市・長崎市・鹿児島市

4 その他

(1) 建設計画の策定について（状況説明）

(2) 高松市・塩江町合併協議会会議の開催予定について

ア 第9回会議

(ア) 日時 平成16年4月21日（水）午前10時

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室